

自主回収終了報告書記載例

1 自主回収終了報告書（全体）

別記第 2 号様式（第 8 条関係）

（表）

平成 年 月 日

東京都知事 殿

住所 大阪府 市 …
氏名 株式会社
代表取締役社長

（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者氏名）

住所 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1
氏名 株式会社 東京営業所
営業所長

自主回収終了報告書

平成 年 月 日に報告した、下記の食品等の自主的な回収については、終了したので、東京都食品安全条例第 2 4 条第 2 項の規定により下記のとおり報告します。

記

回収された食品等の商品名 （名称）	さくさくクッキー（焼菓子） しっとりクッキー（焼菓子） PB クッキー（焼菓子）
回収終了年月日	平成 年 月 日
回収された食品等の数量 複数のロットがある場合は、ロットごとの数量を記入してください。	さくさくクッキー：製造数量： 個 （賞味期限：2007.8.4 のもの）回収数： 個 しっとりクッキー：製造数量： 個 （賞味期限：2007.8.7 のもの）回収数： 個 PBクッキー：製造数量： 個 （賞味期限：2007.8.6 のもの）回収数： 個 回収商品の詳細は別紙「製造実績と回収数量」参照

実際に回収した商品の数量について、できる限りロット単位で記載する。

保管状況に合わせた記載を求める。（ケース単位の記載など）

書ききれない場合は、別紙へ記載する。

（日本工業規格 A 列 4 番）

(裏)

<p>回収に至った原因</p> <p>自主回収着手報告書の提出後に新たに判明したものについて記入してください。</p>	<p>回収対象の商品を製造するにあたり、製造メーカーでは今まで使用してきた包材のメーカーを切り替えました。同じ材質の包材でもメーカー切り替え時はシール温度、包装スピードなどの微調整を行わなくてはなりません。今回も微調整は行っていましたが、その検証が十分に成されていなかったことが原因であることが判明しました。</p> <p>調査詳細：別紙</p>
<p>再発防止のために講じた措置</p>	<p>以下の点を改善しました。</p> <p>包材形態の見直しを行い、本商品により適した包装資材を再選定します。</p> <p>包材が決まったらシール条件、包装スピード、包装後の時間の経過におけるピンホールチェック、等の詳細な検証を行います。</p>
<p>回収された食品等の保管場所及び処分等の方法</p>	<p>保管場所：回収品は以下の場所に保管</p> <p>株式会社 豊田工場 愛知県 市・・・</p> <p>電話番号：052- 担当：</p> <p>処分方法：回収品は全て株式会社 豊田工場に集めたうえで、産業廃棄物として焼却処分する予定です。</p> <p>廃棄業者：株式会社 愛知県 市・・・ 電話番号：052- 担当：</p>
<p>処分等を行う予定時期</p>	<p>平成 年 月 日 産廃業者へ引渡し</p>
<p>担当者所属部署及び担当者名</p>	<p>株式会社 品質管理担当 東京都新宿区西新宿 2 - 8 - 1 電話) 03 - -</p>

回収後判明した事柄について**具体的に**記入する。

書ききれない場合は、他に**添付書類**として提出する。

保管先の**名称、住所、電話番号**は必須

処分方法について**具体的に**記載する。

処分時期について**具体的に**記載する。日時まで決定してない場合も「月上旬」など、時期を明確に記載する。

2 自主回収終了報告書（部分）

<p>回収された食品等の保管 場所及び処分等の方法</p>	<p>保管場所:回収品は以下の場所に保管</p> <p>株式会社 豊田工場 愛知県 市・・・ 電話番号:052- 担当:</p> <p>株式会社 神奈川工場 神奈川県 市・・・ 電話番号:045- 担当:</p> <p>処分方法:産業廃棄物として焼却処分予定</p> <p>廃棄業者: 株式会社 愛知県 市・・・ 電話番号:052- 担当: 株式会社 神奈川県 市・・・ 電話番号:045- 担当:</p>
<p>処分等を行う予定時期</p>	<p>月中旬に廃棄予定</p>

複数ある場合は、
分けて記載する

終了報告時に廃棄を行っていた場合

回収終了とは、特定事業者が把握している納入先から食品等を回収し、所定の場所への保管を確認した時点のことであるため、本来であれば、終了報告受付時には回収品は処分されていない。

ただし、やむを得ない事情により、報告前に廃棄が終了している場合は、以下のように記入すること。

なお、回収品の保管管理上、中間廃棄を行う場合は、予め報告するよう事業者には指導を行うこと。

<p>処分等を行う予定時期</p>	<p>平成 年 月 日に 県保健所職員立会いの下、廃棄処分済 (マニフェスト添付)</p>